

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号（10）都道府県名（群馬県）

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書							資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組							
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	前橋市	51,100	4,530	○	2,429	290	123	217	139	H20.9.1	○	○	○			○		○
2	高崎市	53,618	7,427	○	1,753	101	28	78	47	H20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	
3	桐生市	22,034	2,985	○	743	90	19	41	30	H20.8.31	○							○
4	伊勢崎市	33,033	5,161	○	878	65	50	20	9		○	○	○		○	○	○	
5	太田市	33,836	8,436	○	2,142	287	105	268	126	H20.9.26	○							
6	沼田市	9,984	1,112	○	80	1	0	0	1		○					○	○	○
7	館林市	13,140	1,926	○	166	7	0	6	6	H20.9.24	○							
8	渋川市	28,507	1,407	○	247	9	1	3	5		○	○	○	○	○	○	○	
9	藤岡市	11,418	2,540	○	368	44	26	29	13		○	○	○			○	○	
10	富岡市	8,509	684	○	174	15	1	9	9	H20.8.31	○	○	○			○	○	○
11	安中市	10,120	2,214	○	88	3	0	0	3		○	○	○		○	○	○	
14	富士見村	3,627	401	○	28	1	1	0	0		○							
28	榛東村	2,092	260	○	55	3	2	0	1		○	○	○			○	○	
29	吉岡町	2,822	553	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
32	吉井町	3,917	210	○	60	5	3	5	2		○	○	○	○	○	○	○	○
33	神流町	599	8	○	2	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○			○	○	
35	上野村	247	9	○	0	0	0	0	0		○	○	○					
37	下仁田町	1,746	121	○	17	0	0	0	0	H20.8.31	○							
38	南牧村	572	13	○	0	0	0	0	0									○
39	甘楽町	4,824	133	○	23	2	0	1	1	H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
41	中之条町	2,837	180	○	20	0	0	0	0	H20.9.1	○	○	○			○	○	
44	長野原町	1,191	183	○	42	0	0	0	0		○							
45	嬭恋村	2,135	120	○	36	3	3	2	0	H20.8.31	○							
46	草津町	2,941	321	○	21	1	0	0	0		○	○	○					
47	六合村	321	32	○	0	0	0	0	0	H20.9.3		○	○			○	○	○
48	高山村	683	35	○	0	0	0	0	0		○	○				○	○	○
51	片品村	1,052	30	○	2	0	0	0	0	H20.9.25	○		○			○	○	
52	川場村	599	49	○	11	0	0	0	0	H20.9.24	○		○					
56	昭和村	1,496	86	○	5	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
60	玉村町	5,060	546	○	153	15	2	6	11	H20.9.24	○	○	○			○	○	
66	板倉町	2,647	408	○	11	0	0	0	0	H20.9.1	○							
67	明和町	1,715	81	○	2	0	0	0	0		○	○	○					

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(10) 都道府県名(群馬県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
68	千代田町	1,810	207	○	8	0	0	0	0	H20.9.1	○	○	○			○	○	
69	大泉町	6,384	2,835	○	158	15	4	7	6		○							
70	邑楽町	4,389	415	○	0	0	0	0	0		○							
81	みなかみ町	4,271	390	○	31	1	0	0	1	H20.8.31	○	○	○			○	○	
82	みどり市	8,307	916	○	206	21	11	11	8		○						○	
83	東吾妻町	2,725	223	○	29	0	0	0	0		○							
都道府県合計		346,308	47,187	38	9,988	979	379	703	418		36	22	23	5	7	21	19	12
滞納者と接触を図るための具体的な取組				・税、福祉などの担当課との連携による情報共有〔富岡市他〕・納税相談会を開催〔桐生市他〕・時間外の納税相談〔みどり市他〕 ・保険証の巡回配布時の納入勧奨〔上野村〕・休日相談会(窓口)の開催〔前橋市他〕														
子供のいる世帯に対する特別な取組				・乳幼児のいる世帯に対し密な電話催告〔みどり市〕・医療機関の受診状況等を確認の上、慎重に対応〔富岡市〕・電話、訪問等による実状把握〔千代田町他〕 ・税、水道、福祉担当課と連携した訪問〔甘楽町他〕														
特別な事情の有無の判断のための特別な取組				・福祉担当者等との連絡により生活状況を把握する〔昭和村他〕・審査委員会等において交付判定〔伊勢崎市他〕・収納担当課等との情報交換・協議〔高崎市他〕														

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(11) 都道府県名(埼玉県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						日付	資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組							
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち					文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
001	川越市	53,800	16,064	○	121	0	0	0	0	9月1日	○	○	○					
002	熊谷市	38,737	8,825	○	14	2	0	1	1	4月1日	○	○	○					
003	川口市	89,060	28,757	○	399	38	9	23	6	9月1日	○	○	○					
006	行田市	13,499	2,837	○	0	0	0	0	0	9月1日	○	○	○					
007	秩父市	11,475	1,023	○	104	3	0	3	1		○	○	○	○	○	○	○	○
008	所沢市	55,330	9,295	○	29	1		1			○	○	○	○	○	○	○	○
009	所沢市	13,446	1,449	○	11	0	0	0	0	9月12日	○	○	○					
010	加須市	25,472	2,500	○	3	0	0	0	0	9月1日	○	○	○					
011	本庄市	13,021	2,564	○	67	5	0	3	2	9月1日 滞納世帯数 2/18	○	○	○	○	○	○	○	○
012	東松山市	14,122	1,966	○	3	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
014	春日部市	44,467	7,700	○	2	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
015	狭山市	24,999	5,971	○	93	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
016	羽生市	8,584	1,078	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
017	鴻巣市	17,144	2,353	○							○	○	○	○	○	○	○	○
018	深谷市	22,425	2,984	○	26	0	0	0	0	9月1日	○	○	○					
019	上尾市	35,173	4,537	○	0	0	0	0	0	9月18日	○	○	○					
021	草加市	44,777	11,819	○	222	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
022	越谷市	54,351	8,725	○	137	7	2	6	4	9月1日	○	○	○					
023	蕨市	13,281	2,940	○						8月30日	○	○	○	○	○	○	○	○
024	戸田市	19,424	9,007	○	4	0	0	0	0	8月31日	○	○	○					
025	入間市	23,504	4,618	○	219	2	0	1	2		○	○	○					
026	鳩ヶ谷市	10,493	2,336	○						滞納世帯数のみ H20.3.31	○	○	○					
027	朝霞市	19,918	7,641	○	0						○	○	○					
028	志木市	13,197	3,818	○	7	0	0	0	0	3月31日	○	○	○					○
029	和光市	10,724	4,671	○							○	○	○					
030	新座市	28,315	4,986	○	156	4	0	3	3	9月8日	○	○	○					
031	横川市	11,820	1,824	○							○	○	○					
032	久喜市	11,039	1,665	○	62	1	0	0	1		○	○	○	○	○	○	○	○
033	北本町	11,049	1,341	○							○	○	○					
034	八潮市	32,702	3,457	○	349	25	3	21	12	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	○
035	富士見市	17,511	2,446	○	56	1	0	1	1	9月1日	○	○	○					
036	ふじみ野市	17,131	2,584	○	0	0	0	0	0		○	○	○					
037	三郷市	24,493	4,476	○	446	12	5	8	4		○	○	○					
038	蓮田市	9,590	999	○						滞納数のみ 9月1日	○	○	○					
039	伊奈町	5,601	730	○	0	0	0	0	0	8月1日	○	○	○	○	○	○	○	○
042	三芳町	6,156	858	○	133	18	5	12	14		○	○	○					
043	坂戸市	16,571	3,646	○	184	10	0	11	7		○	○	○					
044	毛呂山町	6,276	869	○	171	10	5	5	5	8月31日	○	○	○	○	○	○	○	○
045	越生町	2,167	94	○	14	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
046	鳩ヶ谷市	10,512	923	○							○	○	○					
047	日高市	9,068	840	○	75	5	0	1	4	8月29日	○	○	○					
049	滑川町	2,222	175	○	0					8月31日	○	○	○					
050	嵐山町	2,971	140	○	18	2	3	1	0		○	○	○	○	○	○	○	○
051	小川町	5,301	558	○	15	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
052	ときがわ町	2,118	124	○							○	○	○					
054	川島町	3,211	352	○	0					9月1日	○	○	○					
055	吉見町	3,201	501	○	0	0	0	0	0	9月12日	○	○	○					
056	鳩山町	2,588	233	○	9	0	0	0	0	9月1日	○	○	○					
057	横瀬町	1,462	115	○	10	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
058	皆野町	3,373	71	○	4	0	0	0	0		○	○	○					
059	長瀬町	1,337	134	○							○	○	○					
061	小嵐野町	2,298	180	○	1	0	0	0	0	10月1日	○	○	○	○	○	○	○	○
065	東秩父村	576	17	○							○	○	○					○
066	美里町	1,716	120	○	0					8月31日	○	○	○					○
068	神川町	2,320	607	○	0					8月31日	○	○	○	○	○	○	○	○
070	上里町	4,467	518	○	23	2			3		○	○	○					
078	寄居町	6,004	929	○	19	2	0	2	2	6月1日	○	○	○					
079	騎西町	2,989	443	○	0					8月29日	○	○	○					
082	北川辺町	1,879	166	○	0						○	○	○					○
083	大川根町	2,104	180	○	0						○	○	○					
084	宮代町	5,694	1,064	○						滞納世帯数23/31 滞納世帯数28/31	○	○	○					○
085	白岡町	6,778	535	○						8月31日	○	○	○					
086	轟町	3,379	570	○						9月1日	○	○	○					
087	栗橋町	3,838	439	○	6	0	0	0	0		○	○	○					○
088	嵐宮町	5,018	1,142	○	10	0	0	0	0	8月31日	○	○	○					○
089	幸手市	9,287	1,455	○	8	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
090	杉戸町	7,822	1,647	○							○	○	○					
091	松伏町	4,926	713	○	31	3	1	1	4		○	○	○					○
092	蕨川市	10,054	3,027	○	76	5	0	4	5		○	○	○					○
400	さいたま市	177,495	57,432	○	0					7月31日	○	○	○	○	○	○	○	○
都道府県合計		1,196,452	260,681	59	3,337	158	34	108	81		49	31	40	17	23	27	19	29

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書				資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組									
				実況	交付 状況	資格証明書交付世帯のうち			日付	文書 催告	電話 催告	休日 訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数									
滞納者と接触を図るための具体的な取組				<p>休日納税相談窓口の開設(吉見町)</p> <p>収税課と連携し情報の共有を図る。(三芳町)</p> <p>住民登録担当部署と連携し、滞納者が転出の手続きに着手した場合に納税相談を行う。(宮代町)</p> <p>保険証更新の際に、滞納者の呼び出しを行い、納税相談時に保険証を渡す。(宮代町)</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(東秋文字)</p> <p>住民(転出等)・税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(横瀬町)</p> <p>税などの担当課と連携し情報の共有を図る。(神川町)</p> <p>休日および夜間の納税相談窓口の開設。(真吉町)</p> <p>短期被保険者証の交付・休日時間外の納税窓口開設・個別の呼び出し(松伏町)</p> <p>保険証の更新時に納税相談期間を設け実施する。(北川辺町)</p> <p>納税相談を実施(美里町)</p> <p>被保険者証の更新に際し、郵送での交付に替えて窓口での交付としている。(東松山市)</p> <p>税務課・水道課などと連携を図り、情報の共有を行っている。(川島町)</p> <p>課税・収納、住民などの担当課と連携し、接触の機会を逃さないようにしている。(本庄市)</p> <p>水道課・税務課・収納課等と連携し情報の共有を図る。(加須市)</p> <p>税・福祉などの担当課と連携し情報の共有を図る。(日高市)</p> <p>納付相談(平日・休日)を行う。(日高市)</p> <p>税担当課と連携し情報の共有を図る。(深谷市)</p> <p>課税担当と収税担当で共通のシステムを導入し、納付や交渉の履歴等情報の共有化を図る。(伊奈町)</p> <p>転出時・社保加入時等、滞納者との接触があった際に収税担当に確認をとる。(伊奈町)</p> <p>納税課と連携し、情報の共有を図る。(久喜市)</p> <p>徴収担当課と連携し、情報の共有を図り、納税折衝・納税相談の機会を得る。(栗橋町)</p> <p>住民税、固定資産税の課税状況や収納状況を担当課と連携し、情報の共有を図っている。(志木市)</p> <p>関係各課と連携し情報の共有を図る。(小川町)</p> <p>保険証の更新時に催告文書を送付する。(吉川市)</p> <p>税担当課と連携し情報の共有を図る。(狭山市)</p> <p>資格証明書を交付する前に短期被保険者証を窓口交付し、接触の機会を図っている。(幸手市)</p> <p>税務課・健康福祉課・水道課などの担当課と連携し情報の共有を図る。(越生町)</p> <p>税などの担当課と連携し情報の共有を図る。(八潮市)</p> <p>短期被保険者証を窓口交付としている。(毛呂山町)</p>													
				<p>必ず世帯構成を確認し、規定はないが満15歳以下のいる世帯には交付していない。(鳩山町)</p> <p>毎年1・2月に、子供のいる世帯のみ訪問している。(入間市)</p> <p>子供のいないに關係なく滞納者に対しては接触を図り、納税相談を実施。(川島町)</p> <p>訪問し実情を調査する。(加須市)</p> <p>納税相談に着手すれば、状況に応じ短期証にする。(坂戸市)</p> <p>現在検討中(熊谷市)</p> <p>資格証明書対象世帯リストアップ後、通常世帯については最低1回訪問するところを、最低2回以上訪問し、極力、折衝できるように努める。(久喜市)</p> <p>滞納世帯の実情を把握しうえて配慮する。(栗橋町)</p> <p>発行の見送り。(小川町)</p> <p>就学前幼児がいる世帯には資格証を発行していない。(吉川市)</p> <p>乳幼児医療費に関する届の提出により資格証の交付対象から除外(三郷市)</p> <p><small>春日部市国民健康保険被保険者証・被保険者資格証明書交付等事務取扱要領に基づき、小学生数超過は児童数超過のいづれかがある場合は、滞納被保険者に係る資格証明書は交付しないこととしている。(春日部市)</small></p> <p>資格証明書を発行せず、短期証を発行する(狭山市)</p> <p>交付対象者認定審査会を設けし交付について審査を行っている。(幸手市)</p>													
子供のいる世帯に対する特別な取組				<p>資格証認定審査会にて、判断する。(さいたま市)</p> <p>認定審査会を設けし、判定を行う。(松伏町)</p> <p>特別の事情の判定が困難な場合は第三委員会を設置し判定を行う。(吉見町)</p> <p>資格証明書への処分を最終決定する認定審査会において、乳幼児に関しては慎重に判断している。(越谷市)</p> <p>被保険者証更新時の面談において、納付遅延理由届出書を要領している。(東松山市)</p> <p>資格証明書交付対象者認定審査会を設けし、判定を行う。(加須市)</p> <p>飯能市国民健康保険被保険者資格証明書交付対象者認定審査会を設けし、判定を行う。(飯能市)</p> <p>資格証明書交付に関する事務取扱基準により、特別な事情の判断を行う。(栗橋町)</p> <p>国民健康保険被保険者資格証明書交付対象者認定審査会を設けし、判定を行う。(嵐山町)</p> <p>審査委員会を設けし判定を行う。(小川町)</p> <p>特別の事情に関する届が提出された場合、資格証交付対象者認定審査会において妥当性を審査する。(三郷市)</p> <p>春日部市国民健康保険被保険者資格証明書交付等審査委員会を設けし、判定を行っている。(春日部市)</p> <p>税担当課と連携し、納付状況・相談・誓約の内容を判断材料の一つとして加える。(狭山市)</p> <p>資格証明書交付対象認定審査会を設けし、判定を行う。(寄居町)</p> <p>交付対象者認定審査会を設けし審査を行っている。(幸手市)</p> <p>認定審査会を設けし、判定を行う。(八潮市)</p> <p>世帯の診療状況はレセプトで確認している。(鳩山町)</p>													
				<p>特別の事情の有無の判断のための特別な取組</p>													

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(12) 都道府県名(千葉県)

保険者番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納世帯数	被保険者資格証明書					資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組										
				実施状況	交付世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書催告	電話催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他	
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数										
	1 千葉市	152165	37197	○	9546		110	704	469		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 銚子市	13927	2382	○	896	124	38	51	35		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3 市川市	74680	21406	○	260	48	16	35	31	20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4 船橋市	93600	17010	○	135	2	0	1	2	20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5 船山市	10509	2082	○	522	37	13	30	15	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6 木更津市	23296	3565	○	1383		30	146	70	20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7 松戸市	86473	20211	○	83	8	1	4	5	世帯数は8月	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8 野田市	26566	3437	○	891	81	52	58	44	9月22日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9 香取市	15571	3761	○	167	10	3	2	7	H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10 茂原市	16207	2888	○	228	6	5	7	3		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	11 成田市	18196	4492	○	511	64	26	35	25	H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12 佐倉市	26525	3542	○	685	44	14	28	18	8/31	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	13 東金市	1153	2698	○	606	74	25	52	31	H20.9.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	14 匝瑳市	7914	1815	○	191	9	0	10	3		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	15 旭市	24445	3538	○	488					H20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	16 習志野市	23261	2885	○	668	65	25	61	34		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	17 柏市	60612	9109	○	1427	14	0	17	11		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	18 勝浦市	4099	618	○	140	12	7	8	9		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	19 市原市	49494	9421	○	2813	242	82	203	118	H20.9.16	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	20 流山市	23707	2908	○	627	43	9	20	17		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	21 八千代市	29177	7393	○	1212	67	16	59	27	H20.9.15	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	22 我孫子市	37056	4314	○	140	5	0	0	5	H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	23 鴨川市	6881	660	○	386	71	0	72	35		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	24 鎌ヶ谷市	17929	1966	○	54	9	0	6	3		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	25 君津市	15,494	2,867	○	863	89	21	48	49		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	26 富津市	9591	1273	○	379	28	13	20	14	20年8月31日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	27 浦安市	19983	3837	○	25	1	0	1	1	H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	30 四街道市	14327	2316	○	128	12	0	10	4	8月31日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	31 酒々井町	3387	254	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○	○
	32 八街市	13934	3673	○	182	9	1	2	8	20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	33 富里市	8935	4003	○	475	26	18	13	13	H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	34 印旛村	1622	243	○	29	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	35 白井市	8075	2267	○	194	7	2	3	5	20.8.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	36 印西市	7562	902	○	266	25	7	11	13	世帯数のみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	37 本郷村	2882	169	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○	○
	38 栄町	3597	392	○	24	3	0	0	3		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	39 一宮町	2293	267								○	○	○	○	○	○	○	○	○
	40 睦沢町	1300	170	○	14	2	0	2	1	H20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	41 長生村	2675	543	○	6	1	0	0	1	H20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	42 白子町	2703	563	○	20	0	0	0	0	H20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	43 長柄町	2879	719	○	0					世帯数は9月	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	44 長南町	1571	143	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○	○
	45 大網白里町	8751	1572	○	126	3	2	3	1		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	46 九十九里町	4052	851	○	112	11	1	8	7		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	52 芝山町	1554	257	○	29	.1	0	1	0	9/1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	54 神崎町	1101	137	○	21	1			1	20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	59 多古町	3172	492	○	62	0	0	0	1	H20.5.31	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	61 東庄町	2864	252	○	44	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	66 袖ヶ浦市	10004	1311	○	548	48	20	36	24		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	67 大多喜町	1982	56	○	56	2	0	1	2		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	70 御宿町	1817	204	○	35	4	0	3	1	H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	72 南房総市	9385	733	○	43	4	2	6	2		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	74 鋸南町	2010	183	○	55	3	0	4	1		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	81 いすみ市	8624	1339	○	73	3	0	2	3	H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	82 山武市	11395	2125	○	621	67	16	58	38		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	83 横芝光町	5217	667	○	236	18	5	10	12		○	○	○	○	○	○	○	○	○
都道府県合計		1,022,687	201,211	55	28,725	1,403	250	1,849	1,222		53	32	36	17	26	29	22	17	

<p>滞納者と接触を図るための具体的な取組</p>	<p>窓口納付相談及び税務課徴収係での戸別訪問による納税意識の促進、納税相談等連携を図る。(印旛村) <small>税務の担当課と連携し、情報の共有を図る。(市川市、船橋市、船ヶ谷市、四街道市、御宿町、白井市、白子町、八千代市、睦沢町、茂原市、神崎町、習志野市、柏市、野田市、高津市、いすみ市、新田町、安房、我孫子市、長生村、夷隅町)</small> 休日開庁及び休日納税相談の実施(佐倉市、山武市、八千代市) 滞納分がある世帯については、短期保険証を窓口で交付することとし、税務課との連携を図る。(芝山町) 資格証明書等の交付以前に短期証の交付をしている。他保険加入者と思われる世帯について、文書での届け出の催告それに応じない場合には、勤務先に社保加入調査を実施。(船橋市) 夜間及び休日の本庁や出張納付相談会実施。(船橋市) 弁明の機会を2回設けている。(船橋市) 他保険加入者と思われる世帯について、文書での届け出の催告それに応じない場合には、勤務先に社保加入調査を実施。(船橋市) 収税係と連携して、定期的な訪問を実施している。(長南町) 税務課と臨戸徴収、あるいは短期保険証の窓口交付により、滞納者と接触を図る。(多古町) 税担当課と連携し電話催告や訪問徴収を行う。資格証明書事前通知を送付。(富里市) 文書催告年2回 休日納付相談会年2回 差押予告通知随時(流山市) 督促状を送付後、催告書、返還請求警告書により納付相談を促す文書催告を行うとともに、職員による臨戸徴収、電話催告及び特別徴収員による訪問徴収を行っている。(千葉市) 特別徴収班で年3回戸別訪問を行っている。(長生村) 滞納世帯には有効期間1ヶ月の保険証を渡すことにより、毎月の更新時に計画的に納税して頂くことにしている。(長柄町) 過去の交渉履歴から接触の可能性が高い時間帯に重点的に訪問する。(横芝光町) 納税相談等を行い、必ず接触を図り実情を把握。(御宿町) 市税全般の夜間及び休日徴収窓口の開設、夜間及び休日徴収臨戸の強化、差押え等の処分(東金市) 診療確認をしている。(松戸市)</p>
<p>子供のいる世帯に対する特別な取組</p>	<p>就学前の子供に対しては資格証明書ではなく短期保険証を交付する。(四街道市) 電話、窓口相談等により実情を把握する。(印旛村) 就学前児童については、一般被保険者証を交付。(鴨川市、勝浦市、大多喜町) 今後、乳幼児に対し保険証交付予定。(佐倉市) 20年10月1日より、①乳幼児や義務教育を受けている児童・生徒、②高等学校へ在学し、保護者の扶養となっている生徒、③ひとり親家庭等の医療費の助成対象者、④精神障害者の医療費助成対象者、⑤重度心身障害者の医療費助成対象者等を資格証明書交付の除外とする予定で、現在、取扱要領の改正を行っている。(市川市) 就学前の子供に対しては、資格証を発行せず短期証を交付している。(船橋市) 子どものみ(義務教育終了まで)短期保険者証に切り替え、世帯主に対して窓口で更新いただけるよう文書を送付(その時に納付相談等実施)(白井市) 中学校以下の者について、当該本人に対し、短期被保険者証を交付している。(八街市) 訪問を行い、納付相談するよう促す。(八千代市) 税担当課と連携し電話催告や訪問徴収を行う。資格証明書事前通知を送付。(富里市) 文書連絡を行い相談日を設置している。(睦沢町) 中学生以下の被保険者に対しては資格証明書を交付していない。(事務取扱要領に規定)(習志野市) 弁明書による状況調査。(船ヶ谷市) 必ず訪問を行い、実情を把握している。(特崎町) 電話にて状況を確認する。(訪問する場合もある。)(大網白里町) 訪問等を行い、実情を把握する。(多古町、白子町、長生村) 特にその世帯の現在の収入を勘案して、なるべく保険証を渡すようにしている。(長柄町) 15歳以下の子供のいる世帯については、医療の必要性が高いと考えられるため、電話催告、臨戸、収納員の活用等により、積極的に接触を図っている。(柏市) 未就学児のいる世帯については、短期証を交付しているが、督促、催告、収納員による臨戸徴収により、収納に努めている。(栄町) 相談に来庁した世帯については、国保税の納付が困難な実情を把握した上で子供のみ短期保険証を交付している。(九十九里町) 現在当市で発行されている資格証世帯については、相談等の接触が困難であったり、納付状況が極めて劣悪である世帯に限られている。相談があれば、柔軟に対応する事は可能です。(いすみ市) 就学前の子供がいる世帯へは、資格証明書の発行は行わないこととしている。(我孫子市) 診療確認をしている。(松戸市)</p>
<p>特別な事情の有無の判断のための特別な取組</p>	<p>催告書に内容を記載するとともに、その後の「弁明の機会付与通知」においても説明を加え、状況把握に努めている。(市原市) 第三者委員会の設置については、現在、検討中。(市川市) 資格予定世帯については、障害認定の有無を関係部署に確認(船橋市) 税務住民課・保健福祉課等の担当課と共同で判定を行っている。(御宿町) 文書連絡を行い相談日を設置している。(睦沢町) 世帯状況調査票を提出させて生活困窮度を判断している。(鎌ヶ谷市) 臨戸訪問を行うことにより、滞納者の事情の把握を行っている。(我孫子市、白子町) 庁内で設置している審査会を開催し、判定を行う。(鎌南町) 必ず滞納者と接触(納税相談等)を行い、詳しい実情の聞き取りをしたり、関連する資料等の提出を求め取扱要領を基に判断を行っている。(いすみ市) 弁明書の送付による弁明の機会の付与をあたえ、相談等を行っている。(我孫子市) 生活状況調査書の提出により判定(松戸市)</p>

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
 ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
 また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
 実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

27	三鷹市	37,381	7,458	○	4	0	0	0	0	20.5.31	○	○		○		○			
28	青梅市	22,006		○	193	7	0	2	7	20.8.31	○								
29	府中市	38,578	11,895	○	18	0	0	0	0		○								
30	昭島市	33,365		○	192					20.9.1	○	○	○	○	○	○	○		
31	調布市	36,559	10,678	○	478	0	0	0	0	20.6.1	○	○	○						
32	町田市	67,427	7,376	○	2,250	201	57	147	116	20.6.30	○								
33	福生市	28,885		○	20	0	0	0	0	20.9.1	○	○	○		○		○		
34	羽村市	9,559	2,655	○	19						○	○	○	○	○	○	○	○	
35	瑞穂町	6,161	1,484	○	0													○	
36	あきる野市	13,291	2,161							20.8.31			5						
37	日の出町	2,587	237	○	0						○	○	○			○	○		
39	檜原村	558	50	○	0						○	○	○			○	○		
40	奥多摩町	1,939	150	○	1	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○		
42	日野市	27,442	8,523							世帯数(20.8.31) 滞納世帯数 (20.9.10)									
44	多摩市	24,594	4,939	○	105	3	0	1	2	20.9.11	○	○	○			○			
45	稲城市	11,769	2,768	○	82	0	0	0	0	20.5.31	○	○	○	○	○	○	○		
46	国立市	12,522		○	22	0	0	0	0	20.7.31	○	○	○		○	○			
47	狛江市	14,265	4,072	○	9	0	0	0	0	20.8.31	○	○	○		○				
48	小金井市	17,818	2,817																
49	国分寺市	29,170	2,419	○	0	0	0	0	0	20.6.1		○	○	○				○	
51	武蔵村山市	12,818	2,995							20.8.31									
52	東大和市	14,199	2,623							20.6.1									
53	東村山市	26,612	5,213	○	16						○	○	○						
54	清瀬市	13,117	1,590	○	9	3	2	1	1	20.9.1	○	○		○		○			
55	東久留米市	35,965	2,775	○	0	0	0	0	0	20.9.1	○	○		○		○			
57	西東京市	33,325	4,426																
58	小平市	144,992	7,088	○	148	0	0	0	0	20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○	
59	大島町	2,340	298																
60	利島村	81	20																
61	新島村	744	123	○	3	0	0	0	0	20.8.31	○								
62	神津島村	540	82	○	10	3	1	2	0		○	○	○						
63	三宅村	805																	
64	御蔵島村	59	0																
65	八丈町	2,596	367	○	79	1			2	20.8.31	○	○	○			○	○		
66	青ヶ島村	51	10																
67	小笠原村	606	34	○	0					20.8.31	○	○	○						
都道府県合計		2,610,579	551,611	50	30,379	619	182	418	306			48	37	35	22	24	26	20	9